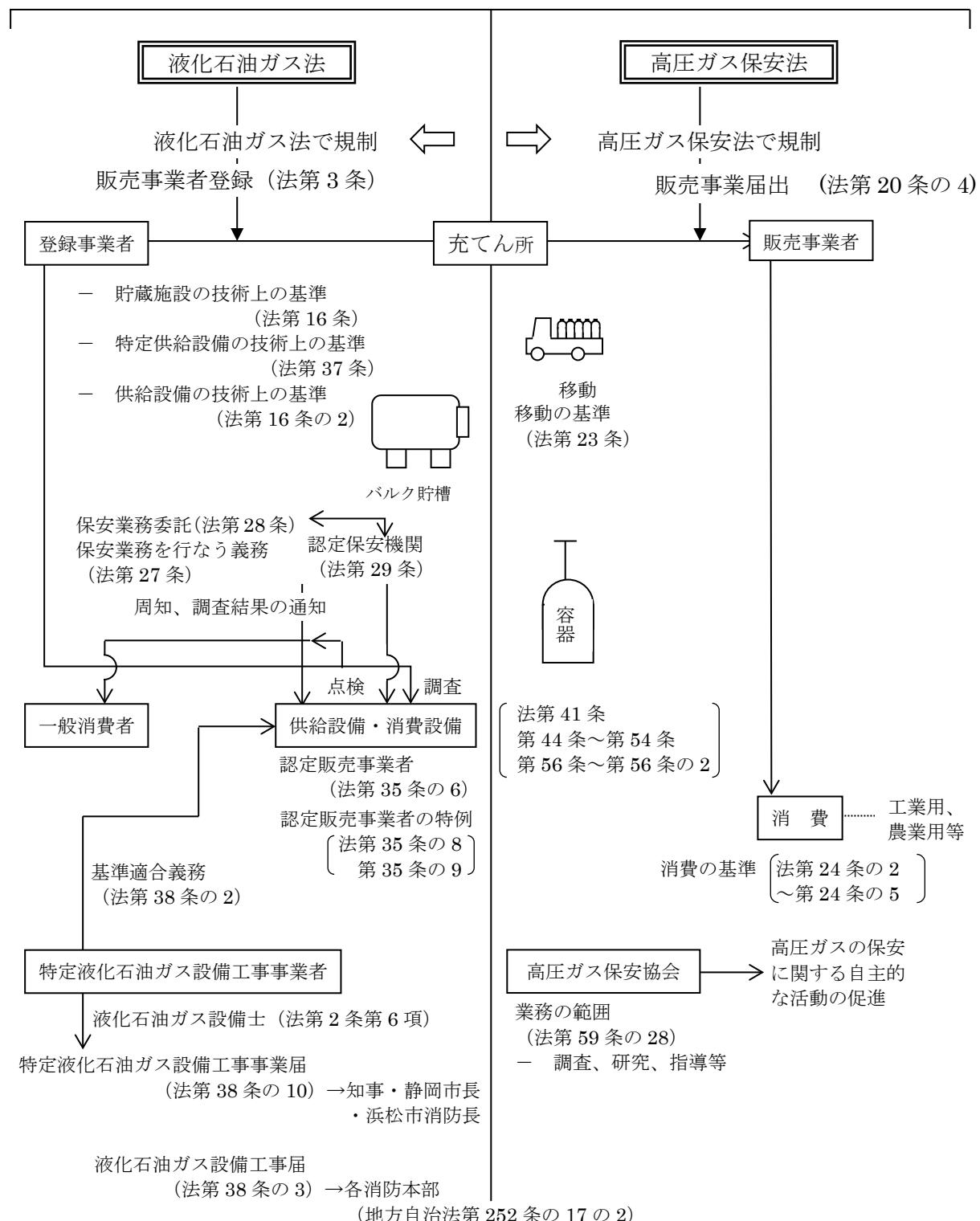


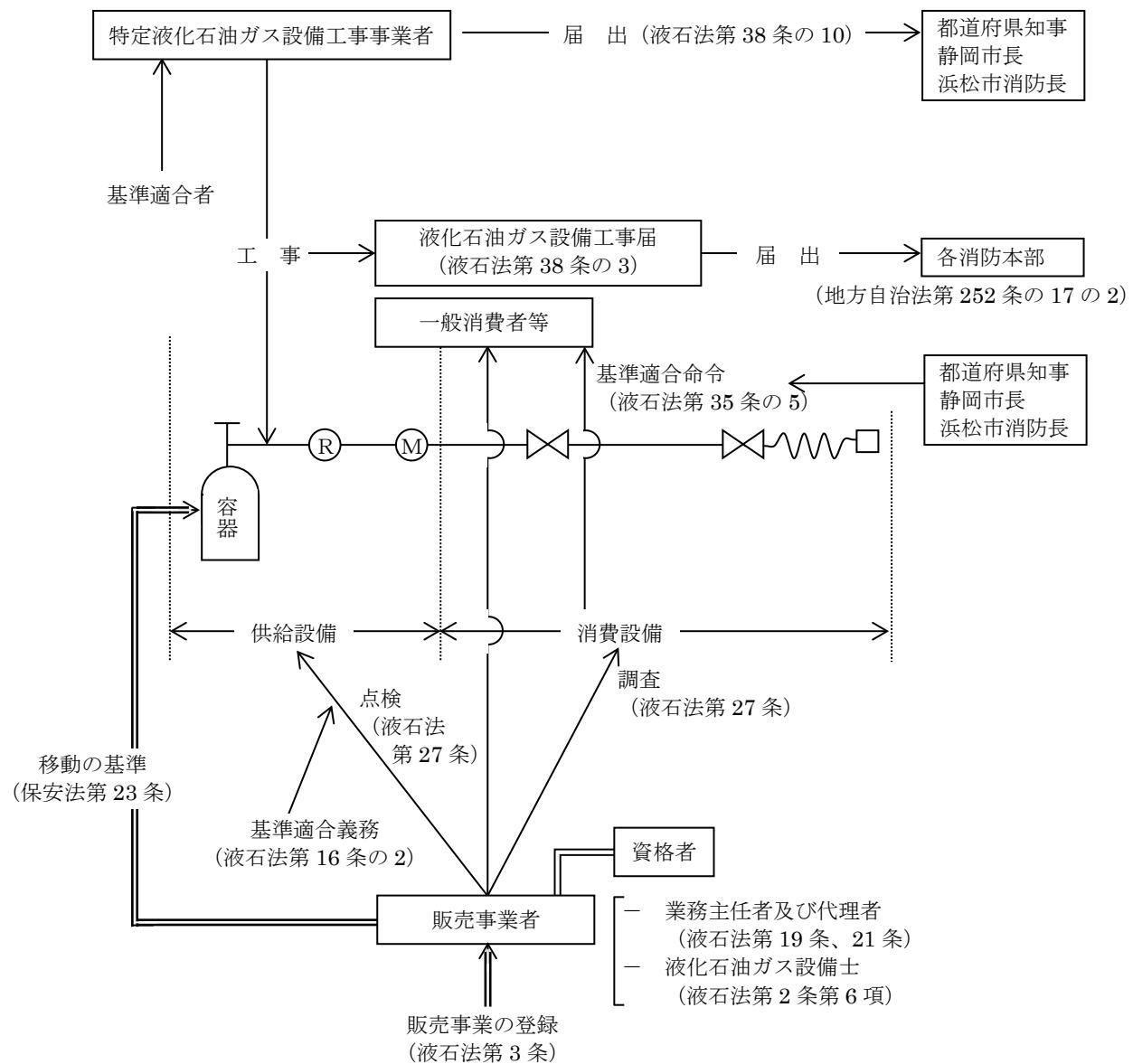
## 第1編 法規制と手続き



## 1. 液化石油ガス法と高圧ガス保安法との関係一覧



## 2. 供給設備と消費設備の規制関係一覧



### 3. 液化石油ガスの販売に係る登録申請の手続き順序

(1) 一般消費者等に販売する場合 ..... 液化石油ガス法

販売事業の登録申請 → 登録証交付  
(液石法第3条)

販売所等変更届（液石法第8条）  
販売所の新設・変更  
氏名、名称及び住所の変更  
貯蔵施設の位置・構造の変更他

```
graph LR; A[業務主任者及び代理者の選任届  
(液石法第19条、第21条)] --> B[販売事業廃止届  
(液石法第23条)]; B --> C[販売事業を廃止したとき]
```

(2) 一般消費者以外に販売する場合(工業用、農業用等に販売する場合)..... **高压ガス保安法**

販売事業届 (保安法第 20 条の 4) → 販売主任者選任届 (保安法第 28 条) → 販売事業廃止届 (保安法第 21 条)

↑  
販売事業を廃止したとき

## 4. 書類提出先

### 【液 石 法】

区分	提出先（宛先）	該 当	担当部局（窓口）
販売事業	県知事	①県内（静岡市・浜松市を除く）に販売所を設置する事業者 ②県内の静岡市とそれ以外の市町、または浜松市とそれ以外の市町に販売所を設置する事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内にのみ販売所を設置する事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内にのみ販売所を設置する事業者	浜松市消防局 予防課
	経済産業局長 産業保安監督部長	1 の経済産業局所管区域内で、2 以上の都道府県内に販売所を設置する事業者	経済産業省 産業保安監督部 保安課
	経済産業大臣	2 以上の経済産業局所管区域内に販売所を設置する事業者	経済産業省 産業保安グループ ガス安全室
保安機関	県知事	①県内（静岡市・浜松市を除く）に設置された販売所の保安業務を行う事業者 ②県内の静岡市とそれ以外の市町、または浜松市とそれ以外の市町に設置された販売所の保安業務を行う事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内に設置された販売所の保安業務を行う事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内に設置された販売所の保安業務を行う事業者	浜松市消防局 予防課
	経済産業局長 産業保安監督部長	1 の経済産業局所管区域内で、2 以上の都道府県内に設置された販売所の保安業務を行う事業者	経済産業省 産業保安監督部 保安課
	経済産業大臣	2 以上の経済産業局所管区域内に設置された販売所の保安業務を行う事業者	経済産業省 産業保安グループ ガス安全室
設備工事	警察官	自ら行っている保安業務の範囲内で、当該一般消費者等の供給設備または消費設備に災害が発生した事業者	警察官
	県知事	県内（静岡市・浜松市を除く）に事業所を設置し、特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内に事業所を設置し、特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内に事業所を設置し、特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業者	浜松市消防局 予防課
県知事 消防長	規則第 86 条に定める施設に、特定供給設備を除き、貯蔵能力 500kg を超える供給設備の設置または変更の工事をした事業者	各消防本部	

区分	提出先（宛先）	該 当	担当部局（窓口）
充てん設備	県知事	県内（静岡市・浜松市を除く）を使用の本拠の所在地とする充てん設備を設置する事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市を使用の本拠の所在地とする充てん設備を設置する事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市を使用の本拠の所在地とする充てん設備を設置する事業者	浜松市消防局 予防課
貯特定施設供給設備（3t以上）	県知事	県内（静岡市・浜松市を除く）に特定供給設備等を設置する事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市に特定供給設備等を設置する事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市に特定供給設備等を設置する事業者	浜松市消防局 予防課
	消防長 消防署長	特定供給設備等の許可申請に添付する意見書の交付申請を行う事業者	各消防本部 各消防署
免状	県知事	液化石油ガス設備士免状の交付、書換え、再交付を行う者	高压ガス保安協会 試験センター

### 【保 安 法】

区分	提出先（宛先）	該 当	担当部局（窓口）
販売事業	県知事	県内（静岡市・浜松市を除く）に販売所を設置する事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内に販売所を設置する事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内に販売所を設置する事業者	浜松市消防局 予防課
事故	県知事	県内（静岡市・浜松市を除く）で発生した事故の報告をする事業者	静岡県 危機管理部 消防保安課
	静岡市長	静岡市内で発生した事故の報告をする事業者	静岡市消防局 消防部 予防課
	浜松市消防長	浜松市内で発生した事故の報告をする事業者	浜松市消防局 予防課
	関東東北産業保安監督部 保安課	県内の特定消費設備で、死亡、中毒、酸欠、漏えい引火による負傷または物損を伴う事故の報告する事業者	関東東北産業保安監督部 保安課
免状	経済産業大臣	甲種化学、甲種機械免状の交付、書換え、再交付を行う者	高压ガス保安協会 試験センター
	県知事	乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石）、丙種化学（特別）、第二種販売免状の交付、書換え、再交付を行う者	高压ガス保安協会 試験センター

【その他】

区分	提出先（宛先）	該 当	担当部局（窓口）
消防法	消防長 消防署長	特定供給設備及び液化石油ガス設備工事の届出に係る設備以外で、貯蔵量300kg 以上の液化石油ガスを貯蔵する事業者	各消防本部 各消防署
	消防長 消防署長	炉、かまど、ボイラー、乾燥設備、火花を生ずる設備設置の届出を行う事業者	各消防本部 各消防署

【担当部局等住所・連絡先】

名 称	住 所	連 絡 先
経済産業省 産業保安グループ ガス安全室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	TEL:03-3501-1672 FAX:03-3501-6544
経済産業省 関東東北産業 保安監督部 保安課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	TEL:048-600-0418 FAX:048-601-1317
静岡県 危機管理部 消防保安課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	TEL:054-221-2076 FAX:054-221-3327 e-mail:shoubo @pref.shizuoka.lg.jp
静岡市消防局 消防部 予防課	〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町10-30	TEL:054-280-0194 FAX:054-280-0182 e-mail:shobou-yobo @city.shizuoka.lg.jp
浜松市消防局 予防課	〒430-0905 浜松市中央区下池川町19-1	TEL:053-475-7542 FAX:050-3537-8956 e-mail:hfdyobo@city. hamamatsu.shizuoka.jp
高压ガス保安協会 試験センター	〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル	TEL:03-3436-6106 FAX:03-3436-5746 フリーダイヤル: 0120-66-7966
(一社)静岡県L P ガス協会 本部・中部支部	〒420-0064 静岡市葵区本通6-1-10	TEL:054-255-2451 FAX:054-255-2474
(一社)静岡県L P ガス協会 東部支部	〒410-0055 沼津市高島本町4-1	TEL:055-923-1070 FAX:055-923-1069
(一社)静岡県L P ガス協会 西部支部	〒430-0912 浜松市中央区茄子町351-2	TEL:053-465-1178 FAX:053-465-7626

【消防本部一覧】

消防本部名	住 所	連 絡 先	備 考 (管轄)
静岡市消防局	〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町 10-30	TEL:054-280-0132 FAX:054-280-0138	静岡市、島田市、 牧之原市、吉田町、 川根本町
浜松市消防局	〒430-0905 浜松市中央区下池川町 19-1	TEL:053-475-0119 FAX:050-3537-8956	
熱海市消防本部	〒413-0015 熱海市中央町 1-1	TEL:0557-81-2988 FAX:0557-85-0119	
富士宮市消防本部	〒418-8601 富士宮市弓沢町 150	TEL:0544-22-1198 FAX:0544-22-1244	
富士市消防本部	〒417-8601 富士市永田町 1-100	TEL:0545-51-0123 FAX:0545-53-4633	
磐田市消防本部	〒437-1292 磐田市福田 400	TEL:0538-59-1119 FAX:0538-59-1777	
掛川市消防本部	〒436-0079 掛川市掛川 1102-2	TEL:0537-21-6101 FAX:0537-21-6130	
湖西市消防本部	〒431-0442 湖西市古見 1076	TEL:053-574-0119 FAX:053-576-3679	
御前崎市消防本部	〒437-1612 御前崎市池新田 5151-1	TEL:0537-85-2119 FAX:0537-85-2658	
菊川市消防本部	〒439-0022 菊川市東横地 385	TEL:0537-35-0119 FAX:0537-36-4996	
御殿場市・小山町 広域行政組合 消防本部	〒412-0026 御殿場市東田中 1-19-1	TEL:0550-82-4628 FAX:0550-82-7153	御殿場市、小山町
袋井市森町 広域行政組合 袋井消防本部	〒437-0012 袋井市国本 2907	TEL:0538-42-0119 FAX:0538-44-5113	袋井市、森町
駿東伊豆消防本部	〒410-0053 沼津市寿町 2-10	TEL:055-920-0119 FAX:055-923-9911	沼津市、伊東市、 伊豆市、伊豆の国市、 東伊豆町、函南町、 清水町
志太広域事務組合 志太消防本部	〒426-0022 藤枝市稻川 200-1	TEL:054-641-5000 FAX:054-646-1000	焼津市、藤枝市
下田消防本部	〒415-0026 下田市 6-1-14	TEL:0558-22-1829 FAX:0558-23-1107	下田市、河津町、 南伊豆町、西伊豆町、 松崎町
富士山南東 消防本部	〒411-0837 三島市南田町 4-40	TEL:055-972-5801 FAX:055-973-0125	三島市、裾野市、 長泉町